

## 岡山市農林漁業就業奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市内において農林漁業に新たに就業した青年が、将来にわたり専業として農林漁業経営を続け、自信と誇りを持った経営を確立するとともに、地域農林漁業発展の中核者として育成するため、予算の範囲内において農林漁業就業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、就業奨励金支給事業実施要領（岡山県担い手育成財団理事長通知。以下「実施要領」という。）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (交付対象者)

第3条 交付対象者は、新たに市内で農林漁業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。ただし夫婦で該当する場合は、いずれか一方のみを交付対象者とする。

- (1) 将来にわたり専業（年間従事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。
- (2) 年齢が申請年度始めにおいて39歳以下であること。
- (3) 過去に奨励金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 交付申請日において、市内に住所を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、市税を完納していない場合は交付対象者とししない。また、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者は交付対象者とししない。

### (交付金額)

第4条 交付金額は、次の表の左欄に掲げる新規就業のタイプに応じ、同表右欄に掲げる額とする。

新規就業のタイプ		交付額
A 後継ぎ型	経営主の経営を継続し、発展・充実するタイプ	100,000円
B 経営分離独立型	経営主と経営基盤を分離して新たに経営を開始するタイプ	100,000円
C 新規参入型	新規に経営を開始するタイプ	100,000円

### (交付の申請)

第5条 奨励金の交付申請は、岡山市農林漁業就業奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行うこととする。

- 2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年11月15日までとする。
- 3 交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 市税納付状況確認同意書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認めた書類

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し岡山市農林漁業就業奨励金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 交付の決定にかかる審査に当たっては、市長は農業委員会、農業協同組合、岡山県備前県民局農林水産事業部等の関係機関から意見を聴くものとする。

(交付方法)

第7条 奨励金の交付に当たっては、市長から交付対象者へ直接手渡すとともに、関係機関の代表者等の立ち会いを求めるものとする。

2 前項の規定による、市長から交付対象者に奨励金を交付する方法は、交付する奨励金名及び奨励金額を記した目録を市長が交付対象者に手渡し、交付対象者の指定する口座に奨励金を振込む方法によることができるものとする。この場合、交付対象者は、前条に規定する奨励金の交付決定及び額の確定後速やかに、岡山市農林漁業就業奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和60年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月20日から施行し、平成5年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年8月11日から施行し、平成6年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行し、平成11年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度交付分から適用する。

様式第1号（第5条関係）

岡山市農林漁業就業奨励金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所  
氏 名

岡山市農林漁業就業奨励金交付要綱第5条第1項ならびに就業奨励金支給事業実施要領第3の（2）の規定により交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付年度	年度	交付金名称	岡山市農林漁業就業奨励金
交付申請額	円		
添付書類	1 経営計画書 2 市税納付状況確認同意書 3 その他		
※新規就業タイプ	A 後継ぎ型    B 経営分離独立型    C 新規参入型		
※担当課所見			

注 ※印の欄に申請者は記入しないこと。

様式第 2 号（第 5 条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

岡山市農林漁業就業奨励金交付要綱第 3 条に掲げる交付対象者の確認に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、岡山市農林漁業就業奨励金の交付を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

様式第3号（第6条関係）

岡山市農林漁業就業奨励金交付決定及び確定通知書

岡山市指令農水第

号

申請者 住所  
氏名

年 月 日

岡山市長

年 月 日付で申請のあった岡山市農林漁業就業奨励金の交付については、次のとおり決定及び確定したので、岡山市農林漁業就業奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知する。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令農水第 号
交付年度	年度	交付金名称	岡山市農林漁業就業奨励金
交付決定及び確定額		円	
交付条件	次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告して指示を受けること。 (1) 交付を辞退するとき (2) 交付の要件を満たさなくなったとき		

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第4号（第7条関係）

岡山市農林漁業就業奨励金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所  
氏名

岡山市農林漁業就業奨励金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり請求します。

なお、奨励金は、下記の口座に振込み願います。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
交付年度	年度	交付金名称	岡山市農林漁業就業奨励金
交付決定及び確定額	円		
交付請求額	円		
添付書類	1 岡山市農林漁業就業奨励金交付決定及び確定通知書の写し 2 奨励金振込希望口座の通帳等の写し		

奨励金の振込希望口座

金融機関 店舗名等	銀行・金庫 組合・農協		店・所 出張所						
	預金種別	普通 当座	口座番号						
口座名義人	(ふりがな) 氏 名								